

厚生労働大臣 長 妻 昭 殿

アストラゼネカ株式会社代表取締役 加藤益弘 殿

薬害イレッサ全面解決要求書

2010年3月18日

薬害イレッサ訴訟統一原告団

代 表 清 水 英 喜

代 表 近 澤 昭 雄

薬害イレッサ訴訟弁護団

西弁護団長 中 島 晃

東弁護団長 白 川 博 清

2002年7月、イレッサは、世界で最初に日本で肺がん用抗がん剤として承認され、これまでに少なくとも800人もの方々の残された大切な「いのち」が奪われてきました。副作用の強い抗がん剤といえども、これほどの死者を出したのはイレッサ以外にありません。

アメリカでは新規患者への投与が禁止されています。EUでは昨年ようやく承認されたものの、E G F R 遺伝子変異のない患者への投与は認められていません。ところが、日本では、承認条件として実施された臨床試験（V1532試験）で、イレッサの延命効果が証明出来なかったにもかかわらず承認内容の見直しすら行なわれていません。これほどの被害を出したのは日本以外に無く、イレッサ事件は、国と企業が生み出した「薬害」に他ならないのです。

私達は、800人もの方々の死を無駄にしないためにも、がん患者のいのちの重さを問うこの薬害イレッサ事件について、国と企業が下記の要求にこたえ、早期全

面解決をはかることを要求します。

記

- 1、国とアストラゼネカ社は薬害イレッサ事件に対する責任を認め被害者遺族に謝罪すること。
 - 2、国とアストラゼネカ社は、薬害イレッサ事件の被害者遺族に対する償いをする
- 3、本年7月からの再審査にあたり、イレッサの承認内容を見直すこと。
 - 4、医薬品副作用被害救済制度を拡充するなどして、抗がん剤による副作用死を救済する制度を創設すること。
 - 5、薬害イレッサ事件を検証し薬害の再発防止に取り組むこと。

以 上

（ 連 絡 先 ）

東京都豊島区西池袋1-17-10エキニア池袋6階

城北法律事務所（弁護士阿部哲二）

T E L 03（3988）4866

F A X 03（3986）9018

京都府京都市中京区烏丸通御池裏入アーバネックス御池ビル東館6F

御池総合法律事務所（弁護士永井弘二）

T E L 075（222）0011

F A X 075（222）0012